

**熊本県条例第 41 号**

熊本県知事等の給与の特例に関する条例  
(給料の額の特例)

第 1 条 平成 16 年 7 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)における知事、副知事及び出納長の給料月額は、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和 27 年熊本県条例第 111 号。以下「知事等給与条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、知事等給与条例別表第 1 に定める額から、その額に 100 分の 15(副知事及び出納長にあっては、100 分の 10)を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

(期末手当の額の特例)

第 2 条 特例期間に支給する場合における知事、副知事及び出納長の期末手当の額は、知事等給与条例第 4 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に 100 分の 10(副知事及び出納長にあっては、100 分の 5)を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 6 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 42 号**

熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例  
(熊本県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年熊本県条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

本則中「日当」を「旅行諸費」に、「着後手当」を「移転雑費」に改める。

第 2 条 第 1 項に次の 3 号を加え、同条第 3 項を削る。

(6) 県内旅行 すべての目的地が県内の市町村(他県の市町村で知事が定めるものを含む。)である旅行をいう。ただし、在勤公署が熊本県以外の都府県に存する職員にあっては、すべての目的地が規則で定める区域内である旅行をいう。

(7) 県外旅行 前号に定める旅行以外の旅行(外国旅行を除く。)をいう。

(8) 在勤地 在勤公署から 8 キロメートル以内の地域をいう。

第 6 条 第 4 項中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改める。

第 7 条 中「経済的」の次に「かつ合理的」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による旅費の計算上必要な路程は、知事が別に定めるところにより計算する。

第 9 条 第 1 項中「同一地域(第 2 条第 3 項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)」を「同一市町村(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域。以下同じ。)」に、「定額の 10 分の 1」を「当該旅行に係る旅行諸費及び宿泊料の額(以下この項において「旅行諸費額等」という。)の 10 分の 1」に、「定額の 10 分の 2」を「旅行諸費額等の 10 分の 2」に、「定額から」を「旅行諸費額等から」に改め、同条第 2 項中「同一地域」を「同一市町村」に改める。

第 10 条 中「私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その」を「旅行者が私事のための」に、「旅費額が在勤地」を「旅費額が在勤公署」に、「在勤地」を「在勤公署」に改める。

第 14 条 第 4 項中「給与又は」を削り、同項ただし書を削り、同条第 5 項を次のように改める。

5 第 1 項に掲げる必要な添付書類の種類は、次の区分により当該各号に掲げる書類とする。

(1) 概算払に係る旅費を請求する場合には、旅行命令権者が旅行命令又は旅行依頼を發したことの証明書

(2) 精算払に係る旅費を請求する場合及び概算払に係る旅費の精算の場合には、旅行命令簿等

(3) 移転料及び扶養親族移転料に係る旅費を請求する場合には、規則で定める赴任及び移転が確認できる書類

第 16 条 第 2 項中「次の各号の一」を「急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削り、同条第 3 項中「特別急行列車又は普通」を削る。

第 18 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特別座席を利用しなければ旅行することが困難である場合に限り、特別座席料金を航空賃として支給することができる。

第 20 条 第 2 項を次のように改める。

2 県内旅行の場合の旅行諸費の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める定額の 4 分の 1 に相当する額による。

第 20 条 中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。